

平成26年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成26年11月26日(水曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	8番	加 固 豊 治 君
2番	小 倉 博 君	9番	佐 藤 文 雄 君
3番	川 村 成 二 君	10番	中 根 光 男 君
4番	岡 崎 勉 君	11番	鈴 木 良 道 君
6番	田 谷 文 子 君	13番	矢 口 龍 人 君
7番	小松崎 誠 君	14番	藤 井 裕 一 君

欠席議員

5番	山 本 文 雄 君	15番	山 内 庄兵衛 君
12番	小座野 定 信 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第4号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について

議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
- 議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第97号 市道路線の廃止について
- 議案第98号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について

- 議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
- 議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第97号 市道路線の廃止について
- 議案第98号 市道路線の認定について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

今期定例会に上程され、昨日の本会議で議長に委任された議案第86号と議案第99号の計数整理について、その結果をお手元に配付させていただきましたので、ご確認の方よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第77号ないし議案第96号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についてないし議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についてまでの20件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

なお、議案質疑の回数は、一つの要旨に対して3回までとなりますので留意願います。

質疑通告がありますので、順次発言を許します。

7番 小松崎誠君。

○7番（小松崎 誠君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして質疑を行います。

まず、1点目、議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案概要書の要旨には、公共事業に要する用地の先行取得を目的とした基金であるが、積み立て規定のみで取り崩しができないため処分規定を設けるとしてありまして、新たに処分規定を設けることではあります。基金全体としての処分規定の状況はどうなっているのでしょうか。

また、土地開発基金の現在の内容はどうなっているのか確認をいたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの小松崎議員さんの質問にお答えをいたします。

基金につきましては、市全体で18の基金がございます。現在処分規定がない基金につきましては、土地開発基金と国民健康保険出産費資金貸付基金の2つのみでございます。いずれも定額の運用基金に属するものでございます。平成25年度末の保有額の状況につきましては、土地のほう

で1億494万3289円、全体で76筆ございます。現金では3億9966万8661円、合計で5億461万1900円が現在の保有額という状況となっております。条例の規定では、1億6700万円であります。現在の保有額とすれば、大きく増額をしているという状況でもございます。

この基金につきましては、早急に基金を取り崩して活用をするということではございませんが、今後の社会状況や財政状況などの変化等により、必要があった場合には有効的に活用をしていきたいという考えのもとで、今回処分規定を提案させていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎誠君。

○7番（小松崎 誠君）

はい、わかりました。

続きまして、議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）についてでございますけれども、そのうちの市債のうち、消防費に西消防署の庁舎耐震改修の設計費が計上されております。市民の生命、財産を守る第一線の消防庁舎の耐震度は現在どのような状況なのか伺います。

また、耐震改修工事を行う場合、事業総額の見込みはどのくらいなのか確認をいたします。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）消防費についてお答えいたします。

平成24年に消防庁舎2カ所の耐震診断を行い、25年に東消防署の耐震改修補強設計及び耐震改修補強工事を実施しました。今回、消防本部・西消防署の耐震改修補強設計を行うものです。

一般建物のI s値は0.6以上が必要ですが、消防庁舎につきましては防災拠点のため、震度6強以上を想定し、震度割増係数の1.50をかけて、I s値が0.9を基準としています。東消防署については0.9を確保していますので、消防本部・西消防署においても耐震補強工事を行い、0.9を確保するものです。現在、西消防署におきましては低いところで0.51です。

耐震改修工事の事業総額は、耐震診断に基づき、概算で2000万円を予定しています。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎誠君。

○7番（小松崎 誠君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎誠君の質疑を終わります。

続いて、発言を許します。

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についてお伺いします。

いただいた資料等によりますと、メリットとしましては開発許可等の手続が大幅に改善されるとありました。しかしながら、デメリットとしまして、市としては専門知識を有する職員の配置や対応など大幅な負担増があるということがありました。

これらのことを想定しますと、平成27年10月1日施行までに具体的な対応策を計画する必要があると思います。市の対応策についてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

川村議員さんのご質問にお答えをいたします。

今般の権限移譲のうち都市計画法の規定による開発許可等の基準を定める条例につきましては、これまで茨城県に委ねていた開発行為の許可等についての権限が当市に移譲されることで、総合計画などを反映した自主・独立性の向上が図られ、申請から許可までの期間が短縮されるものと考えてございますが、その反面、役割と責任は大きなものであると認識をしているところでもございます。

ご指摘の専門知識を有する職員の配置でございますが、昨年度より実務研修として2級建築士の資格を有する1名の職員を県南県民センター建築指導課へ派遣し、あわせて茨城県建築指導課より本年4月から1級建築士の派遣をいただき、条例や要綱解説集の作成などの法的整備を初め、これらの職員が中心となり、県主催の開発行為にかかわる研修会へのオブザーバー参加や課内勉強会などを開催し、担当職員のスキルアップを図ってきたところでもございます。

また、次年度におきましては、組織の検討や人的配置を所管部署に要望しているところでもあり、これらを前提とし、新たに配属された職員も含めまして適切に事務処理を行うことができるよう、専門的な研修への派遣や課内研修を通じ認識を深めるなど、課内職員が共通理解のもと、事務の遂行に当たる準備期間が不可欠であることから、条例施行日を平成27年10月1日とし、円滑な権限委譲が図られるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

この条例制定に当たっては、このメリットを十分生かす必要がありますので、施行日において円滑な立ち上げができるように対応をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

この条例の制定につきましては、議案第77号に関連するという説明がありました。配付された資料を見ますと、優良宅地造成認定事務申請手数料は、改正前は1件9万円という1項目だ

けでした。しかし改正後は、宅地の面積により1件9万円から91万円の範囲に設定されておりまして、最大で約10倍の値上げとなっているようにも見られます。なぜこのような改正となるのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

お手元に配付しております資料、優良宅地造成認定制度を参考にござんいただきたいと思えます。

この制度は、宅地の譲渡について優良宅地造成認定を受けることにより、租税特別措置法上の短期土地譲渡益重課制度の適用除外となる制度でございます。

今般の権限移譲のうち議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましても、今まで茨城県が権限を有していた0.1ヘクタール以上の優良宅地認定事務が当市に移管をされ、市長の権限となることから、かすみがうら市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則に基づき、0.1ヘクタール未満手数料9万円に加え、0.1ヘクタール以上の優良宅地認定事務の許可権限が委ねられることから、同施行規則に基づき、かすみがうら市手数料条例に新たに0.1ヘクタール以上手数料13万円から10ヘクタール以上91万円までの7区分を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

現行の制度が、1件という表現しかないんですが、0.1ヘクタール未満という表現であるという理解でよろしいわけですね。それで、0.1ヘクタール以上の県での業務分が市に移管されたので、その分を追加したという理解になると思います。

それで、これは要望なんです、議案第77号の条例制定も含めて、今回県から移譲されたことによって市の業務が負担がふえ、人の配置もふえる可能性がありますね。要は、そういう人の負担に対して歳入が当然ふえるわけですよ。できれば一番いいのは、その人の人件費に見合った歳入があれば、市としての負担は言いかえるとチャラになるわけですよ。なので、できればそういうふうな検証をしていただいて、いろいろと県から移譲されたことが市にとってもプラスになるというふうなことに繋がっていけば非常にいいのかなと思いますので、条例の施行後そういう検証もできればしていただきたいなと思います。

続いて、議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する本条例は、市の活性化策として有効な制度であると考えております。立地を検討する企業側から見ると、4年で失効する制度は短期間に決断を求められることになり、企業側としては魅力に欠けるのではないかなという気がいたします。失効期間を4年とした理由をお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、失効期間を4年とした理由についてお答えいたします。

当市において企業誘致政策については、企業立地促進条例による設備投資に対する5%の補助、雇用1人に対する30万円の補助に加えて、固定資産税の減免の特例が有効な手段として認識しております。

この2つの条例の基本となるものが、茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画であります。この基本計画は5年ごとに更新しますので、今回の本条例については失効期間を4年間延長いたしますが、4年後に廃止する条例ではなく、基本計画の失効期間である平成31年3月31日に合わせたための4年間ということをご報告いたします。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

地域産業活性化基本計画に基づいて今回は4年にしたということで、4年で終わるものではなく継続して、要は見直しをしていくということが、どのように、これを活用する企業側に伝わるかというのが非常に重要になってきます。条例だけ見ると失効日という表現になっていますので、この辺はうまくPRをしていって活用していただきたいと思います。これは要望で終わります。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君の質疑を終わります。

以上で議案第77号ないし第96号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている20件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成26年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第4回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時31分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成26年第4回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に川村成二君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第97号及び議案第98号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第97号 市道路線の廃止について及び議案第98号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第97号及び議案第98号の審査は、議長において所管である産業建設委員会へ付託をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、11月27日から12月3日までの7日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は12月4日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時33分